

発注者・センター・会員間の契約関係の見直します

当センターでは、令和6年11月のフリーランス法（※）施行に伴い厚生労働省から示された「シルバー人材センターにおける契約方法の見直しに関する基本方針」に基づき、**会員の皆様が請負・委任の形態で就業する場合の契約方法**について、見直しを行います。

具体的には、会員の皆様がフリーランス法の下で、安心・安全に就業できるよう、発注者・センター・会員間の契約関係を見直し（下図参照）、発注者から会員に対して直接業務委託が行われる形式とします。

この見直しにより、形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、**実務面では現在と基本的に変わるところはありません。**（裏面1参照）

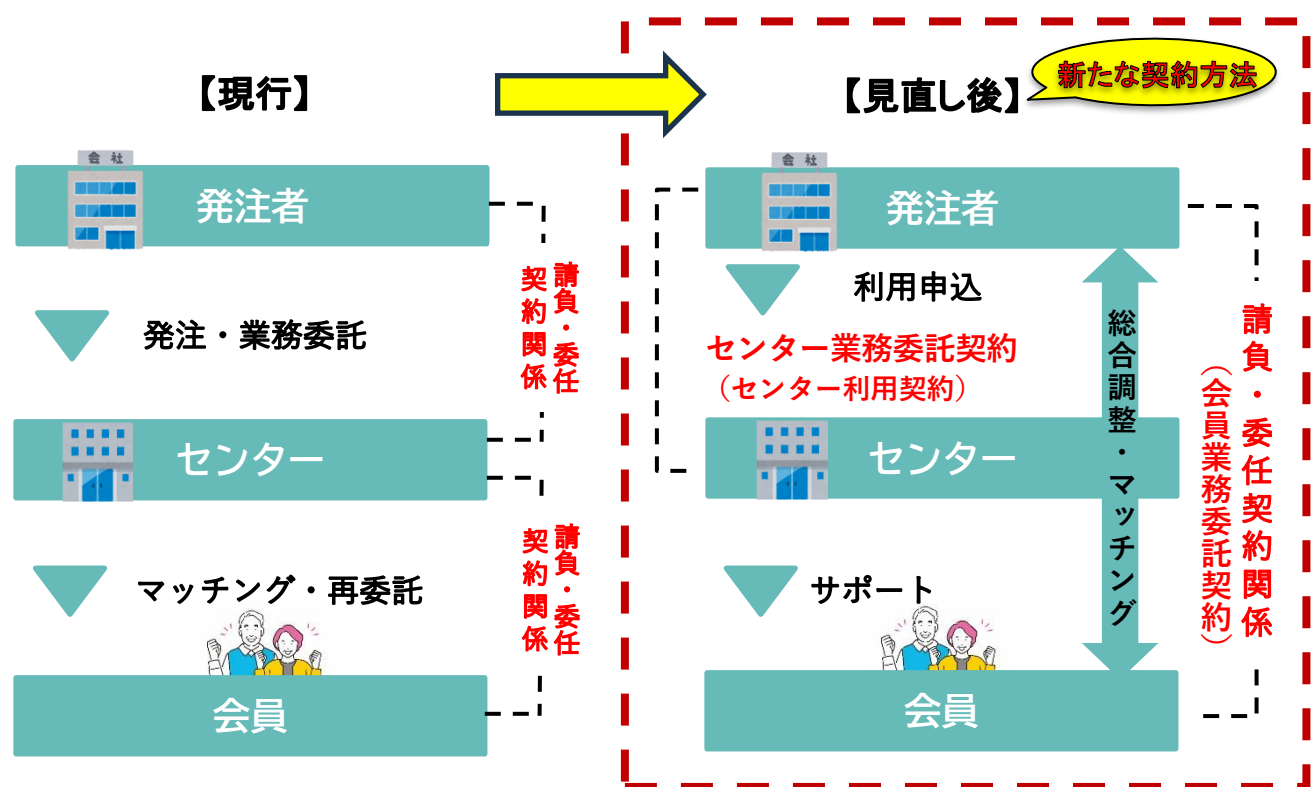
新たな契約方法への移行は、令和7年度以降、順次、実施することとしており、令和7年度は、発注者が公共や個人・家庭の場合について実施を予定しています。

これにより、会員の皆様には、発注者が公共の場合には「会員業務仕様書」を、個人・家庭の場合には基本的に「口頭説明」、民間の場合には「就業条件明示書」をお示しします。

（民間の新契約への移行は、できるだけ早い時期を予定しています。）

発注者	見直し時期	会員への送付物
公共	令和7年4月	会員業務仕様書
個人・家庭		—（口頭説明）
民間	未定	就業条件明示書

見直しのイメージ



※フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバー会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

会員の皆様におかれましては、ご理解いただきますようお願いいたします。





1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることとなりますが、**実務面では現在と基本的に変わることはありません。**

センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

発注者との窓口も今まで通りセンターが行い、会員のみなさんへの仕事のご依頼・連絡もセンターからさせていただきます。

会員の皆様には、**今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。**

2 会員業務仕様書（就業条件）の明示



会員の就業にあたっては、センターから就業予定会員に対して、就業前に、業務の内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」（就業条件）をお示しすることとされていますが、**発注者が個人・家庭の場合は、従来通り、口頭説明で法的な問題は無いとされています。**

このため、センターでは、「会員業務仕様書」（就業条件）は、**発注者が事業者（公共・企業等）の場合に限り、お示しします。***

*書面または電磁的方法（「Smile to Smile（スマスマ）」等）による。

3 デジタル化による対応について



会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、会員の皆様に来所していただく手間がかかるとともに、時間や経費がかかり非効率となります。

そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。

これまでも「Smile to Smile（スマスマ）」登録をご案内しておりますが、**未登録の方は、出来るだけデジタル明示を可能とする「Smile to Smile（スマスマ）」登録をお願いします。**

（詳しくは、同封の会報誌（第62号）の裏表紙をご覧ください。）

4 報酬（配分金）の扱いについて



これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。